

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局企画部方面調整課（自転車対策担当）（06-6615-6811）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	中規模小売店舗における自転車駐車場の適正な設置
関連する 他局の名称	
概要	「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の第5条3では、「官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。」と記載されており、スーパー等の大量の駐輪需要を生じさせる施設の設置者に対して、利用者用の駐輪場設置に関して努めるよう義務を規定している。 それを踏まえ、大阪市では、「大阪市中規模小売店舗の自転車駐車場の設置等に関する要綱」を定めて、附置義務条例の対象外となる中規模小売店舗の設置者に対して、施設の新設時等に情報提供を求め、利用者用の駐輪場設置に努めるようお願いしています。
根拠となる要綱等	大阪市中規模小売店舗の自転車駐車場の設置等に関する要綱
行政指導指針	○対象となる施設（中規模小売店舗） 大阪市中規模小売店舗の周辺生活環境の保持と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする建物であってその全部又は一部が小売業（飲食店業を除くものとし、物販加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供されるもので、その建物内の店舗面積の合計が200平方メートル以上、かつ建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000373/373777/youkou.pdf">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000373/373777/youkou.pdf</a>
備考	